与那原町立与那原東小学校 校 長 新垣 典彦 〈公印省略〉

出席停止について (通知)

下記の感染症にかかった場合、お子さんの治療・療養及び学校における感染予防のため、学校保健安全法の規定により出席停止となります。

医師の指示により感染の恐れがなくなりましたら、<u>保護者の方で</u>下記の治癒報告書に ご記入いただき、学校に提出していただくよう、よろしくお願い致します。

病 名		出席停止期間の基準				
1	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による				
		治療が終了するまで				
2	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の主張が発言した5日間を経過し、かつ				
	(おたふくかぜ)	全身状態が良好になるまで				
3	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで				
4	風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで				
5	水痘(水ぼうそう)	すべての水疱が痂皮化するまで				
6	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで				
7	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認める				
	急性出血性結膜炎	まで				
8	その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め				
		るまで				

治 癒 報 告 書 (出席停止解除願い)

			年 組	1 氏名	
診断名					
医療機関名					
出席停止の期間 会和	在.	日	$_{ m H}\sim$	日	日まで

上記の通り、出席停止期間でしたが、医師の診察を受け、治療しましたので、登校させます。

※保護者が記入して、お子さんが登校する際に学校へ持たせて下さい。

令和	年	月	日	
保護者名				F